# 入札説明書

令和８年１０月２９日千葉市公告第８０８号により公告した千葉市緑いきいきプラザ LED 化修繕の入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

## １　制限付一般競争入札に付する事項

（１）修繕名

千葉市緑いきいきプラザ LED 化修繕

（２）修繕概要

千葉市緑いきいきプラザの照明器具を LED 化する修繕である。

（３）修繕期間

契約締結の翌日から令和９年３月３１日

（４）修繕場所

千葉市緑区誉田町２－１５－６５

## ２　競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ　千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

（２）令和８・９年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿において、業種を「電気工事」、地区区分を「市内」として登載されている者

（３）令和３年度から令和７年度までに同種の工事等の履行実績を有する者（契約書の写しを添付すること）

3　入札参加資格確認申請書の提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請期間内に、後記８へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、後記８へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、後記８の契約事務担当課が指定する申請書類を次の提出資料とあわせて、入札参加申請期間内に書留郵便による郵送又は持参により、後記８へ提出すること。

（１）入札参加申請期間

公告の日の翌日から令和８年１１月５日（木）午後５時まで

（２）提出資料

前記２（４）で定める契約書の写し

4　質問回答

（１）当該業務の仕様に関する質問

ア　質問方法

令和８年１１月１０日（火）午後５時までに、後記８の契約事務担当課宛、別紙質問回答書を電子メールにて提出すること。

イ　回答方法

質問に対する回答は、千葉市「入札情報等」ポータルページ（http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujoho/index.html）の「発注情報一覧」内の「建設工事」の当該案件のリンク先に、令和８年１１月１３日（金）までに掲載する。

（２）その他、入札参加資格確認申請書の提出及び入札手続等に関する質問

平日の午前９時から午後５時までの間に、後記８の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

5　入札手続等

（１）入札期間

令和８年１１月１２日（木）午前９時から令和８年１１月１９日（木）午後５時まで（電子入札システムの運用時間内に限る。）

（２）開札日時及び場所（電子入札）

日　時　令和８年１１月２０日（金）午前９時１５分

（３）入札書の提出方法

令和８年１１月１９日（木）午後５時までに後記８へ電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札が認められた場合は、入札書（別途送付する様式を用いること）を持参（日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時から午後５時まで）または書留郵便による郵送で入札期間内に提出すること。

紙入札による場合、入札書は二重封筒とし、入札書を商号又は名称及び修繕名を記載した内封筒に入れて、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘（糊付け、封印）し、外封

筒の表に「入札書在中」と朱書して提出すること。

（４）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第８条に該当する場合は、免除とする。）

（５）最低制限価格　有

（６）落札者の決定方法

千葉市契約規則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、入札金額が最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（７）無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア　電子入札約款（平成２４年４月１３日施行）第７条各号に該当する入札は、無効とする。

イ　電子入札約款第８条各号に該当する入札は、失格とする。

ウ　入札約款第６条において無効と定める入札は、無効とする

（８）　入札結果の通知方法

落札者を決定後、速やかに電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者すべてに通知する。また紙入札方式へ移行した者が落札者となった場合は、電子メールにて落札者決定通知書を送付する。

6　再度入札の実施

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

（１）再度入札の回数は、２回とする。

（２）再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

（３）再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの、再度入札の期間及び開札の日時を記載した「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

7　契約の手続等

（１）契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は、免除とする。）

（２）契約書作成の要否　要

（３）契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（４）契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記８の契約事務担当課で閲覧できる。

８　契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課生きがい対策班

電話　０４３－２４５－５１６９